リアルタイムＰＣＲ装置一式賃貸借契約書（長期継続契約）（案）

奈良市（以下「発注者」という。）と□□□□□□□□（以下「受注者」という。）とは、次の条項によりリアルタイムＰＣＲ装置一式（以下「本機」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　この契約は、受注者が本機を発注者の使用に供し、発注者がこれを借り受けることを目的とする。

（契約期間及び賃貸借期間）

第２条　契約期間及び賃貸借期間は、次のとおりとする。

（１）　契約期間

契約の日から令和１４年１月３１日までとする。

（２）　賃貸借期間

令和９年２月１日から令和１４年１月３１日までとする。

（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

（契約対象物件及び設置場所）

第３条　契約対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

（１）　物件及び数量

リアルタイムＰＣＲ装置　１式

（明細は別紙仕様書のとおり）

（２）　設置場所

奈良市三条本町１３番１号

奈良市保健所・教育総合センター　５階　保健・環境検査課

（賃貸借料）

第４条　この契約に係る賃貸借料は、月額金●●●●●●円（うち消費税及び地方消費税額●●●●円）とする。

（契約期間全体の執行予定額は、金　●●●●●●●●　　円）

（賃貸借料の支払）

第５条　各会計年度における賃貸借料は、半年払いとし、受注者は１０月５日までに４～９月分、次年度４月５日までに１０～３月分の賃貸借料の支払いを発注者に請求するものとする。

２　発注者は、受注者から賃貸借料の適法な請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に賃貸借料を受注者に支払わなければならない。

３　発注者の責めに帰すべき理由により賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、受注者に対して未払賃貸借料につき、遅滞日数に応じて、年３．０パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が１００円未満であるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第６条　契約保証金は、奈良市契約規則第２３条第２項第３号の規定により免除する。

（本機の搬入等）

第７条　本機搬入時の荷造り、運送、据付工事及び現地調整に要する費用は、受注者がその負担により行うものとする。

（本機の所有権）

第８条　本機の所有権は、受注者に属し、発注者は、それを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

２　発注者は、本機が受注者の所有であることを示す表示等を損傷する等、本機の現状を変更するような行為をしてはならない。

３　受注者は、発注者が故意又は過失によって本機をき損、破損又は滅失したときは、その賠償を発注者に対し請求することができる。この場合において、第１０条の動産総合保険で補償された損害について、受注者は、発注者に対して賠償請求することができない。

４　本契約が終了した場合は、受注者は、本機を発注者へ無償譲渡するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第９条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（保険）

第10条　受注者は、本機に受注者の費用で動産総合保険を付するものとする。

（秘密の保持）

第11条　受注者及びこの契約の従事者（従事していた者を含む。）は、この契約を履行において知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の終了後、又は契約が解除された場合も同様とする。

（損害賠償）

第12条　受注者は、その責めに帰する理由により、この契約の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第13条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履

行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

（１） 正当な理由がなく、本機の適正な設置その他この契約による債務を履行しないとき。

（２） この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。

（３） 前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

２　発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として賃貸借料の総額から完了部分の額を控除した金額の１０分の１に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

３　第１項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は，その責めを負わない。

（発注者の催告によらない解除権）

第14条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

（１） この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア　公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第６４条第１項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ　公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第４９条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ　公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第６２条第１項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（２） 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（３） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（４） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（５） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（６） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（７） この契約に係る下請契約又は機器、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第２号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（８） 受注者が、第２号から第６号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は機器、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（９） 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。

(11) この契約による債務の履行が不能である（ことが明らかに認められる）とき。

(12) この契約による債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(13) この契約による債務の履行の一部を拒絶する意思を明確に示した場合又はこの契約による債務の履行の一部が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(14) 特定の日時又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に履行しないとき。

(15) 第１０号から第１３号までに掲げる場合のほか、この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかなとき。

２　受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

（１） この契約による債務の一部の履行不能である（ことが明らかに認められる）とき。

（２） この契約による債務の一部を履行することを拒絶する意思を明確に示したとき。

３　前条第２項及び第３項の規定は、前２項の解除の場合に準用する。

４　受注者は、第１項第１号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１０分の２に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号

アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

５　前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。

６　次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第１項第１１号及び第１２号に該当するものとみなす。

（１）　受注者について破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合　同法の規定により選任された破産管財人

（２）　受注者について会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合　同法の規定により選任された管財人

（３）　受注者について民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合　同法に規定する再生債務者等

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条　第１３条第１項各号又は前条第１項各号若しくは第２項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第16条　受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条　前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前条の規定による契約の解除をすることができない。

（予算の減額等による契約の変更等）

第18条　発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

３　前項の損害の賠償額は、発注者及び受注者と協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第19条　この契約について訴訟等については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第20条　この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

発注者　　奈良市二条大路南一丁目１番１号

奈良市

奈良市長　　仲　川　元　庸

受注者